

大阪市告示第882号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和8年6月30日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 城東スポーツセンター 第1体育場	令和8年7月1日（水）から 同月2日（木）まで	午前9時から 午後10時まで
	令和8年7月7日（火）から 同月10日（金）まで	
	令和8年7月14日（火）から 同月17日（金）まで	
	令和8年7月22日（水）から 同月24日（金）まで	
	令和8年7月28日（火）	
	令和8年7月31日（金）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）